

【参考】

開設計画及び認定開設者合意における記載概要  
(第4世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画の認定に係る  
終了促進措置に関する四半期報告)

KDDI株式会社  
沖縄セルラー電話株式会社  
楽天モバイルネットワーク株式会社

KDDI株式会社、沖縄セルラー電気株式会社及び楽天モバイルネットワーク株式会社は、平成30年4月9日、総務大臣より1.7GHz帯特定基地局の開設計画の認定を受けております。

また、平成30年5月31日に、平成30年総務省告示第34号（第四世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針を定める件（平成30年1月26日））に従い、3者で共同して終了促進措置を実施することに合意しております。

本資料は、終了促進措置の実施状況の把握に資することを目的として、各社の開設計画及び3者合意から、終了促進措置の実施に関する事項について、終了促進措置の四半期報告の項目立てに従い抜粋したものとなります。

## 1 終了促進措置の実施方法に関する事項

- ・ 1,710MHz を超え 1,850MHz 以下の周波数を使用する公共業務用無線局（以下、「公共業務用無線局」という）を対象として、周波数割当計画における使用期限（平成 37 年 3 月 31 日）前に、新たに割り当てられた周波数帯域へ移行措置を実施します。
- ・ 平成 34 年度末までに、公共業務用無線局の停波を実施します。

## 2 終了促進措置の負担可能額

- ・ 開設計画に記載された負担可能額は 2,110 億円です。
- ・ 費用負担の条件及び範囲について、認定 3 者は、対象免許人との合意に基づき、次の措置（対象免許人が移行先新周波数に変更する措置、移行先新周波数の開設、終了促進の対象となる公共業務用無線局の廃止、現使用中の周波数を移行先周波数に変更する措置）を行う条件のもと、終了促進措置に係る公共業務用無線局の運用開始に必要な範囲で終了促進措置費用の全部を連帯して負担します。
- ・ 認定 3 者にて負担する費用は、対象免許人の設備取得費用（受信機、伝送路設備等附属設備を含む。）、工事費、移行期間中に対象免許人が事業継続するために必要な費用とします。
- ・ 負担費用の金額は、終了促進措置に要する費用を 2 で除した金額を認定各社で負担します。なお、開設指針の定め（地域ごとに連携する複数の者を一とみなす。）により、費用負担に関しては、沖縄セルラー電話株式会社と KDDI 株式会社を一とみなすものとします。

## 3 終了促進措置の実施に関する事項

### 3-1 他の認定開設者との合意について

- ・ 終了促進措置に係る対象免許人との合意等について、他の認定開設者と共同して実施し、その方法について認定日から3か月以内に、他の認定開設者と協議し、合意することを遵守する。(KDDI/沖縄セルラー電話)
- ・ 他の認定開設者と共同して実施し、当該合意の実施の方法について認定開設者間で協議し、認定の日から3か月以内に合意します。(楽天モバイルネットワーク)

### 3-2 終了促進措置に関する周知・通知について

- ・ 実施概要の周知については、3者間合意の日(平成30年5月31日)から1ヶ月以内に、認定開設者3者で共同して設立する「共同企業体」や認定開設者各社のウェブサイト等により実施概要の周知を開始します。
- ・ 実施手順の通知については、3者間合意の日から3ヶ月以内に、書面により対象免許人に通知します。
- ・ 実施手順の通知内容をインターネットで公表します。
- ・ 周知や通知の実施前に、対象免許人との間で、実施についての協議を行います。

### 3-3 対象免許人との協議について

- ・ 対象免許人との間で、終了促進措置の実施内容及びその実施時期並びに当該措置に係わる終了促進措置の費用範囲、方法、および公共業務用無線局と特定基地局が周波数を共用する場合の共用条件、その他の終了促進措置の内容について協議を行います。
- ・ 前号について合意がなされた時は、その内容を対象免許人及び認定3者の間で署名、記名押印した書面または電子署名により確認します。また認定の有効期間中保管し、総務大臣の求めに応じて速やかにその写しを提出します。
- ・ 対象免許人より協議の申し入れがあった場合には、遅延なく協議を開始します。

## 4 終了促進措置の実施体制

- ・ 3社間合意の日（平成30年5月31日）から1ヶ月以内に、対象免許人からの問合せ窓口を設置します。
- ・ 問合せ窓口については、電話及びメールによる専用窓口を設置し、終了促進措置が完了する日まで設置します。
- ・ 終了促進措置に関する事項について、対象免許人との迅速な合意形成を図るための対策及び円滑な実施を図るための体制の整備及びその他必要な措置を講ずるよう努めます。
- ・ 認定開設3者は、共同企業体を共同で設立し、終了促進措置を推進します。